様式第６号（第１０条第１項関係）

第　　　　　号

年　 月　 日

様

粕屋町長

地域生活支援事業支給決定取消通知書

先に決定しておりました地域生活支援事業について、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証  番号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者  （保護者）氏名 |  |
| 支給決定取消日 | |  | | | | | | | | | | 支給決定に係る  障害児氏名 |  |
| 取消理由 |  | | | | | | | | | | | | |

受給者証を粕屋町　福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先　　粕屋町 福祉課　 　住所　〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目１番１号

電話番号　０９２－９３８－２３１１

返還期限　　　　年　　月　　日

（教示）

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、粕屋町長を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）